

上野第二地区土地区画整理事業に伴う
住所変更手続きについて(資料)

換地処分公告の翌日に、住所が変わります

上野第二地区土地区画整理事業は、令和6年8月(予定)の換地処分公告をもって事業の完了を迎え、換地処分公告の翌日より新しい地番表示に変更されます。これに伴い、地区内にお住いの皆様の住所が変わります。

新しい住所は、換地処分公告までに個別に通知します。

住所変更に伴う諸手続きにつきましては、八王子市等が職権で手続きをするものと、個人で手続きをしていただくものがあります。本書では主な手続きについてご案内しますが、住所変更通知書とともに、改めて最新の情報を反映した詳細な手引きを同封してお送りいたします。

住所変更通知書は、令和6年8月に発送する予定です。

なお、住所変更の手続きに関しましては、換地処分公告の翌日以降にお願いします。



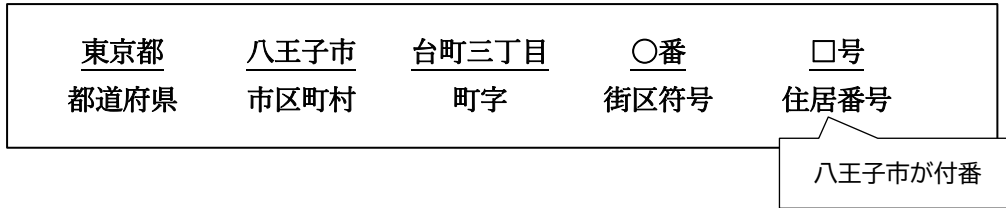
もくじ

■ 住所とは……………	1ページ
■ 手続きが不要なもの一覧……………	3ページ
■ 手続きが必要なもの一覧……………	5ページ
■ スケジュールについて……………	11ページ
■ Q&A……………	12ページ
■ お問い合わせ先……………	13ページ

1.住所について

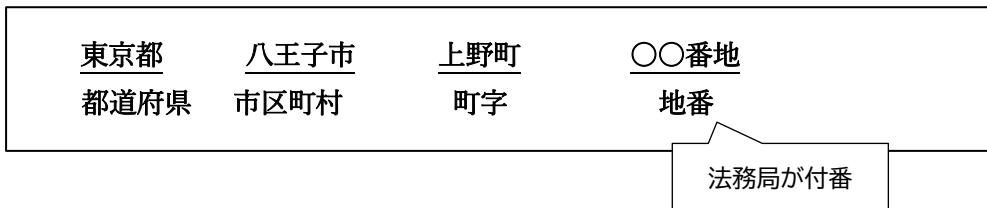
住所は、大きく「住居表示実施」と「住居表示未実施」に分類されます。

●住居表示を実施している住所



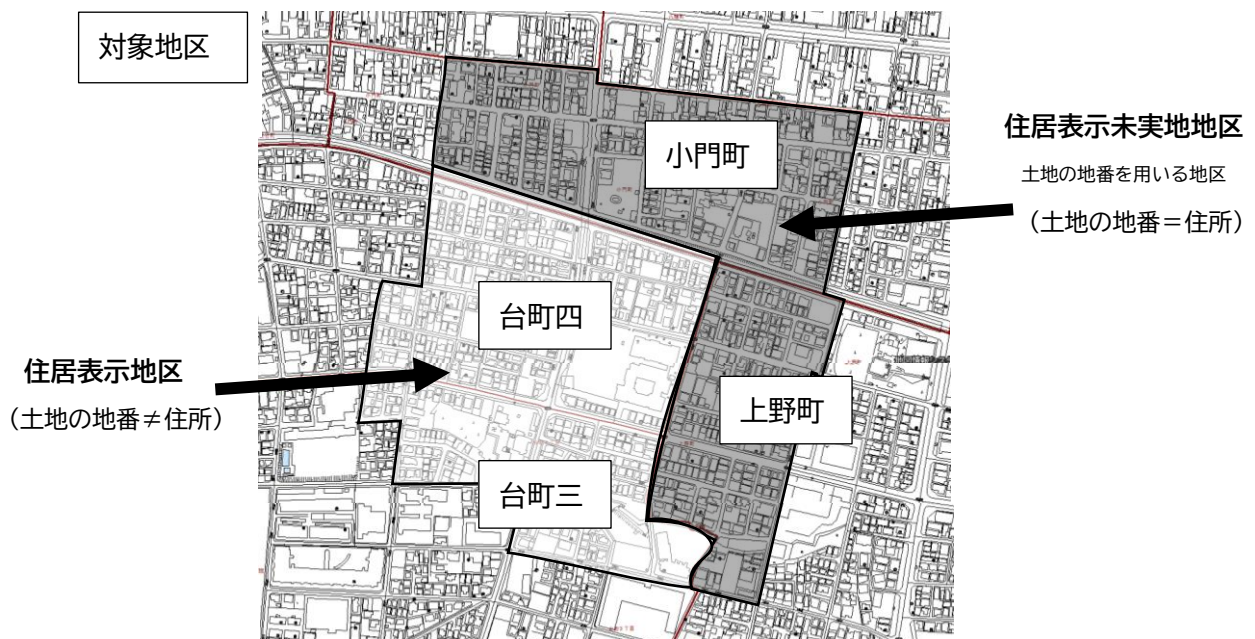
※町字の変更は地方自治法、住居表示の実施は住居表示に関する法律により八王子市が実施

●住居表示を実施していない住所（土地の地番を用いる）



※地番の付番は不動産登記法により法務省（各法務局）が実施

今回の区画整理事業では、住居表示地区と住居表示未実地地区（土地の地番を用いる地区）が区画整理の対象となります。



出典元：八王子市地図情報システム(2024)

2. 「上野第二地区土地区画整理事業」における住所の変更

『上野第二地区土地区画整理事業』の換地処分に伴い、土地の地番が新しくなるため、区画整理が実施される地区内では、換地処分の翌日に住所が変わります。

換地処分公告とは？

「区画整理前の土地」に登録されている所有権等の権利を「換地処分後の土地」に移行し、権利を確定させることを「換地処分」と呼びます。

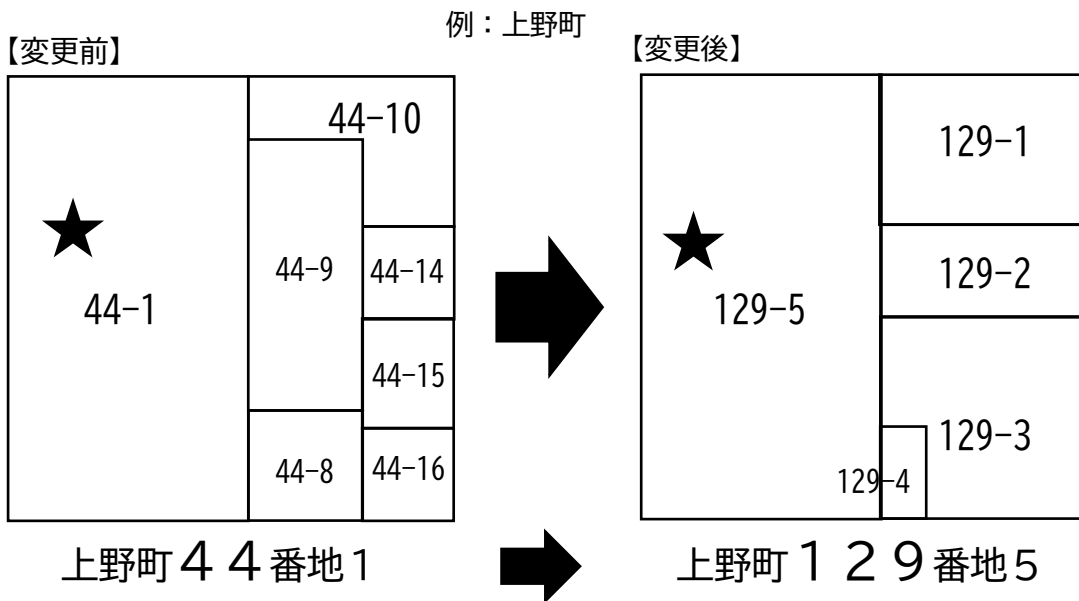
この換地処分について、東京都公報に掲載し公告することを「換地処分公告」といいます。

換地処分公告の翌日に、それぞれ土地の地番が変わり、居住者や事業者の住所が変更されます。

3. 上野町・小門町における住所の変更

上野町・小門町は住居表示未実地地区なので、土地の地番を住所としています。そこで、住所及び本籍は換地処分日の翌日に、自動的に職権で変更となります。

※住民基本台帳事務処理要領に基づく



※全ての住所を従前の住所と重ならないよう111番地から土地に付番しなおします。

Qいつからやっていたの？

A上野第二地区土地区画整理事業は、昭和62年から行われてきました。

Q住所はみんな変わるの？

A区画整理の対象地区内（左図のグレー部分）にお住いの方は全員住所が変更になります。

Qいつから住所変更の手続きをすればいいの？

A住所変更の手続きは、換地処分公告の翌日から手続きが開始となります。

住所が変わる方には、換地処分公告になる前に住所変更の通知をお送りします。



手続きが不要なもの (市役所、法務局(登記所)が変更する主なもの)

八王子市や法務局が職権で変更するため、皆様ご自身の手続きが**不要**となる主なものです。
換地処分公告の翌日に変更されます。

種類		説明
法務局	土地・建物登記簿 (表題部のみ)	法務局が、新しい地番・地積・地目等を書き換えます。 ※権利者(権利部)の住所変更については、ご自身での手続きが必要です。(5 ページ参照) 問合せ先:東京法務局 八王子支局 042-631-1377
市民課	戸籍簿	地区内の対象地番に本籍を置いている方について、市が新しい本籍地番に変更します。 変更となる方には、変更通知書が送付されます。 問合せ先:市民課 戸籍担当 042-620-7233
	住民基本台帳	市が新しい住所に変更します。
	印鑑登録証	問合せ先:市民課 窓口・郵送担当 042-620-7232
介護保険課	介護保険被保険者証	新しい証を送付します。 (古い証は、新しい証に同封されている封筒でご返却ください) 問合せ先:介護保険課 042-620-7415
	介護保険負担割合証	
保険年金課	国民健康保険被保険者証	新しい証を送付します。 (古い証は、新しい証に同封されている封筒でご返却ください) 問合せ先:保険年金課 資格課税担当 042-620-7236
	高齢受給者証	
	国民健康保険限度額適用標準負担額減額認定証	新しい証を送付します。 (古い証は、新しい証に同封されている封筒でご返却ください) 問合せ先:保険年金課 給付担当 042-620-7235
	国保受給者証(精神通院)	
	後期高齢者医療被保険者証	新しい証を送付します。 (古い証は、新しい証に同封されている封筒でご返却ください) 問合せ先:保険年金課 後期高齢者医療担当 042-620-7364
	後期高齢者医療限度額適用認定証	
	後期高齢者医療特定疾病療養受療証	
年金	国民年金第1号被保険者 (自営業、学生、無職などで、年金を受給していない方)	市が新しい住所に変更します。 ※日本年金機構にマイナンバーが登録されていない方は届出が必要です。(7 ページ参照) ※第2号・第3号被保険者は、勤務先に届出が必要です。
	年金受給者	日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、変更します。 ※登録されていない方は、届出が必要です。(7 ページ参照) 問合せ先:日本年金機構 八王子年金事務所 042-626-3511

種類		説明
子育て支援課	乳幼児医療証	市が新しい住所に変更します。
	義務教育就学児医療証	医療証はご自分で住所を訂正し、そのままお使いになれます。新しい医療証をご希望の方は、子育て支援課へご連絡ください。
	高校生等医療証	問合せ先:子育て支援課 手当・医療証担当 042-620-7368
	ひとり親家庭医療証	
	児童手当	市が新しい住所に変更します。
	児童育成手当	問合せ先:子育て支援課 手当・医療証担当 042-620-7368
	児童扶養手当	新しい証を送付します。(古い証は、新しい証に同封されている封筒でご返却ください) 問合せ先:子育て支援課 手当・医療証担当 042-620-7368
保育幼稚園課	保育園・幼稚園等の在籍・認定情報	市が新しい住所に変更します。 (在籍施設には、ご自身で連絡してください) 問合せ先:保育幼稚園課 入所担当 042-620-7369
障害者福祉課	障害福祉サービス受給者証	新しい受給者証を送付します。
	児童通所受給者証	(古い受給者証は、新しい受給者証が届いてからご来庁時に返却してください。)
	地域生活支援事業等受給者証	問合せ先:障害者福祉課 042-620-7367
	緊急時通学支援事業受給者証	
	自立支援医療(更生医療)	問合せ先:障害者福祉課 042-620-7366
保健所	食品等事業者の登録台帳	市が新しい住所に変更します。 問合せ先:生活衛生課食品衛生担当 042-645-5115
	診療所、施術所等の医事台帳 薬局等の薬事台帳	市が新しい住所に変更します。 問合せ先:生活衛生課 医薬指導担当 042-645-5114
	理容所・美容所・公衆浴場等の登録台帳	市が新しい住所に変更します。 問合せ先:生活衛生課 環境衛生担当 042-645-5142
	犬の登録台帳	市が新しい住所に変更します。 問合せ先:生活衛生課 動物衛生担当 042-645-5113
その他	原動機付自転車等標識交付証明書	市が新しい住所に変更します。 問合せ先:住民税課 軽自動車税担当 042-620-7353
	市霊園使用者管理	市が新しい住所に変更します。 問合せ先:斎場霊園事務所 042-664-5973
公共料金	東京電力、東京水道局、東京ガス、NTT(固定電話、ひかり回線)、郵便局	市から各機関に住所変更の通知をします。 ※変更初月は旧住所の記載となる可能性があります。

手続きが必要なもの (本人が変更する主なもの)

換地処分公告の翌日以降、皆様ご自身で手続きが必要となる主なものです。
大変お手数ですが、それぞれ住所変更の手続きをお願いいたします。

一覧に記載してある「住所変更証明書」とは、町名地番変更に伴う住所、本籍の変更を証明する書類です。証明書が必要な場合は、八王子市役所市民課またはお近くの市民部各事務所(八王子駅南口総合事務所等)へお越しになり、「証明願」の提出により申請してください。発行は無料です。枚数の制限はありません。

法務局関係 (手続きは換地処分公告の翌日以降に行ってください)

種類	必要な書類 持参するもの	手続きの期限	申請・届出先 問い合わせ先
土地登記簿、建物登記簿(所有者の住所変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更証明書 ※1 ・登記申請書 ・印鑑(認印でも可) ・委任状(委任する場合) 	不動産登記法の改正により、住所等の変更登記の申請は令和8年4月1日に義務化されます。 (詳細は法務局にお問い合わせください)	東京法務局 八王子支局
商業、法人登記 (会社の本店又は法人の主たる事務所の変更、その代表者の住所変更(有限会社については取締役の住所変更))	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地変更証明書 ※2 ・登記申請書 ・法務局に届けている印鑑(法人代表印) ・委任状(委任する場合) 	変更が生じた日(換地処分公告の日)から2週間以内	042-631-1377

※1 登記簿に記載の住所が住所変更証明書の変更前住所と異なる場合には、他に変遷がわかる書類(住民票等)が別途必要となります。

※2 所在地変更証明書は、換地処分公告後に区画整理課より送付いたします。

マイナンバーカード等 (手続きは換地処分公告の翌日以降に行ってください)

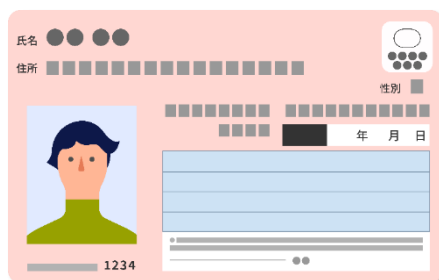
種 類	必要な書類 持参するもの	手続き の期限	申請・届出先 問い合わせ先
住民基本台帳カード (顔写真付きのものに限る)	・ 住民基本台帳カード 注) 交付時に設定した4桁の 暗証番号が必要です。 ※1 ・ 代理人が申請する場合 ※2	速 や か に	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民課 窓口・郵送担当 042-620-7232 ・ 八王子駅南口総合 事務所 042-620-1150 ・ 市民部各事務所
在留カード	在留カード		
特別永住者証明書	特別永住者証明書		
マイナンバーカード	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード ・ 設定している暗証番号 ※3 <p>【代理人が申請する場合】 代理人の要件となる事由によって必 要なものが異なります。詳しくは別途 お知らせします。</p>		

※1 暗証番号が不明な場合、ご本人の来庁のみ、すぐに暗証番号の再設定ができます。

※2 同一世帯以外の代理人が申請する場合は、代理人の本人確認資料等が必要となります。
(代理人要件あり)

※3 4桁の暗証番号 ⇒どなたも必ず必要です。

6桁以上の暗証番号 ⇒設定している方は必要です。



年金 (手続きは換地処分公告の翌日以降に行ってください)

種類	必要な書類 持参するもの	手続き の期限	申請・届出先 問い合わせ先
第1号被保険者 ※1	市役所、または年金事務所に届出してください	速 や か に	保険年金課 国民年金担当 042-620-7238 日本年金機構 八王子年金事務所 042-626-3511
第2号被保険者 ※2	勤務先に届出してください		各勤務先
第3号被保険者 ※3			
年金受給者 ※4	・年金受給権者 住所変更届 ・居所登録届		日本年金機構 八王子年金事務所 042-626-3511

※1 自営業、学生、無職の方などで、日本年金機構にマイナンバーが登録されていない方

※2 厚生年金に加入している会社員や公務員などで70歳未満の方

※3 第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

※4 年金を受給している方で、日本年金機構にマイナンバーが登録されていない方

日本年金機構にマイナンバーが登録されているかの確認は、年金事務所へお問い合わせください。

医療等

種類	必要な書類 持参するもの	手続き の期限	申請・届出先 問い合わせ先
育成医療の給付	・自立支援医療(育成医療)受給者証等記載事項変更届	速 や か に	保健対策課 (八王子市保健所) 042-645-5162 養育医療の給付のみ、各保健福祉センターでも受付
養育医療の給付	・変更届		
小児慢性特定疾病の医療費助成	・変更届		
難病の医療費の助成	・特定医療費支給認定内容変更届 (スモン、プリオン病、劇症肝炎、重症急性膵炎、重症多形滲出性紅斑、先天性血液凝固因子欠乏症、人工透析を必要とする腎不全の方は、変更届) ・住所変更証明書		保健対策課 (八王子市保健所) 042-645-5162 【書類配布のみ】 健康医療政策課

種類	必要な書類 持参するもの	手続き の期限	申請・届出先 問い合わせ先
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届 ・住所変更証明書 	速やかに	保健対策課 (八王子市保健所) 042-645-5162 【書類配布のみ】
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業			健康医療政策課
大気汚染医療費助成	・変更届		

福祉等 (手続きは換地処分公告の翌日以降に行ってください)

種類	必要な書類 持参するもの	手続き の期限	申請・届出先 問い合わせ先
精神障害者保健福祉手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳 	提出期限はありませんがなるべくお早めに	障害者福祉課 042-620-7245
心身障害者医療費助成受給者証	<ul style="list-style-type: none"> ・再交付申請書 ・代理人が申請する場合 ※1 		
自立支援医療費(精神通院)	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療受給者証(精神病院) ・住所変更後の国民健康保険証(持参の方) ・マイナンバーカード(お持ちの方のみ) ・代理人が申請する場合 ※2 		
特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所、在留期間等変更届 ・特別児童扶養手当証書 		
身体障害者手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・代理人が申請する場合 ※2 		
愛の手帳(東京都療育手帳)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛の手帳(東京都療育手帳) ・代理人が申請する場合 ※2 		
身体障害者及び知的障害者グループホーム家賃助成	<ul style="list-style-type: none"> ・口座番号のわかるもの ・印鑑 		障害者福祉課 042-620-7366
在宅緊急一時保護(介護人として登録されている方のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・口座番号のわかるもの ・印鑑 		

※1 必要な書類に加えて、代理人の印鑑

※2 必要な書類に加えて、窓口に来られる方の写真付きの本人確認書類(運転免許証等)

自動車関係 (手続きは換地処分公告の翌日以降に行ってください)

種類	必要な書類 持参するもの	手続き の期限	申請・届出先 問い合わせ先
自動車運転免許証	<p>【住所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許証 ・新住所の確認できる書類 消印付郵便物、マイナンバーカード(新住所が記載されているもの)、住民票(マイナンバーが記載されていないもの)、住所変更証明書、新住所の健康保険証、住所の確認できる公共料金の領収書、在留カードなど <p>【本籍】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許証 ・本籍記載の住所変更証明書 	お 早 め に	<ul style="list-style-type: none"> ・都内全警察署 ・運転免許更新センター ・運転免許試験場
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車 (軽自動車を除く) ・250ccを超える 二輪車 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証(原本) ・住所変更証明書(コピー可) ・代理人が申請する場合 ※1 	必要 な と き に (車 検 の 更 新 時 で も 可)	関東運輸局 東京運輸支局 八王子自動車検査登録事務所 050-5540-2034
軽自動車			軽自動車検査協会 東京主管事務所 八王子支所 050-3816-3103
軽二輪 (125cc を 超 え 250cc 以下)			関東運輸局 東京運輸支局 八王子自動車検査登録事務所 050-5540-2034

※1 必要な書類に加えて、委任状

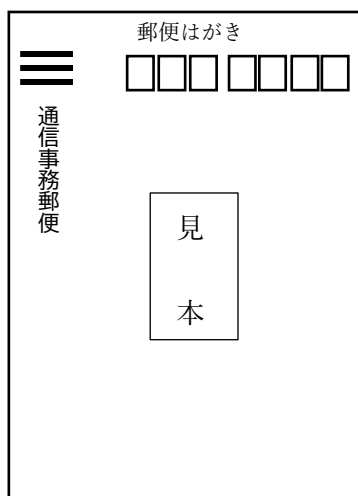
その他 (手続きは換地処分公告の翌日以降に行ってください)

種類	必要な書類 持参するもの	申請・届出先 問い合わせ先
八王子学園都市大学登録証	・八王子学園都市大学受講登録証 ・本人確認資料 ※手続きは、必要な時に申請してください。	八王子学園都市大学 事務局 042-646-5621
各種免許、許可、認可、登録	各 関 係 機 関 に お 問 合 せ ください	
銀行、保険会社、証券会社		
お勤めの会社や大学		
携帯電話やケーブルテレビ、 プロバイダー など		

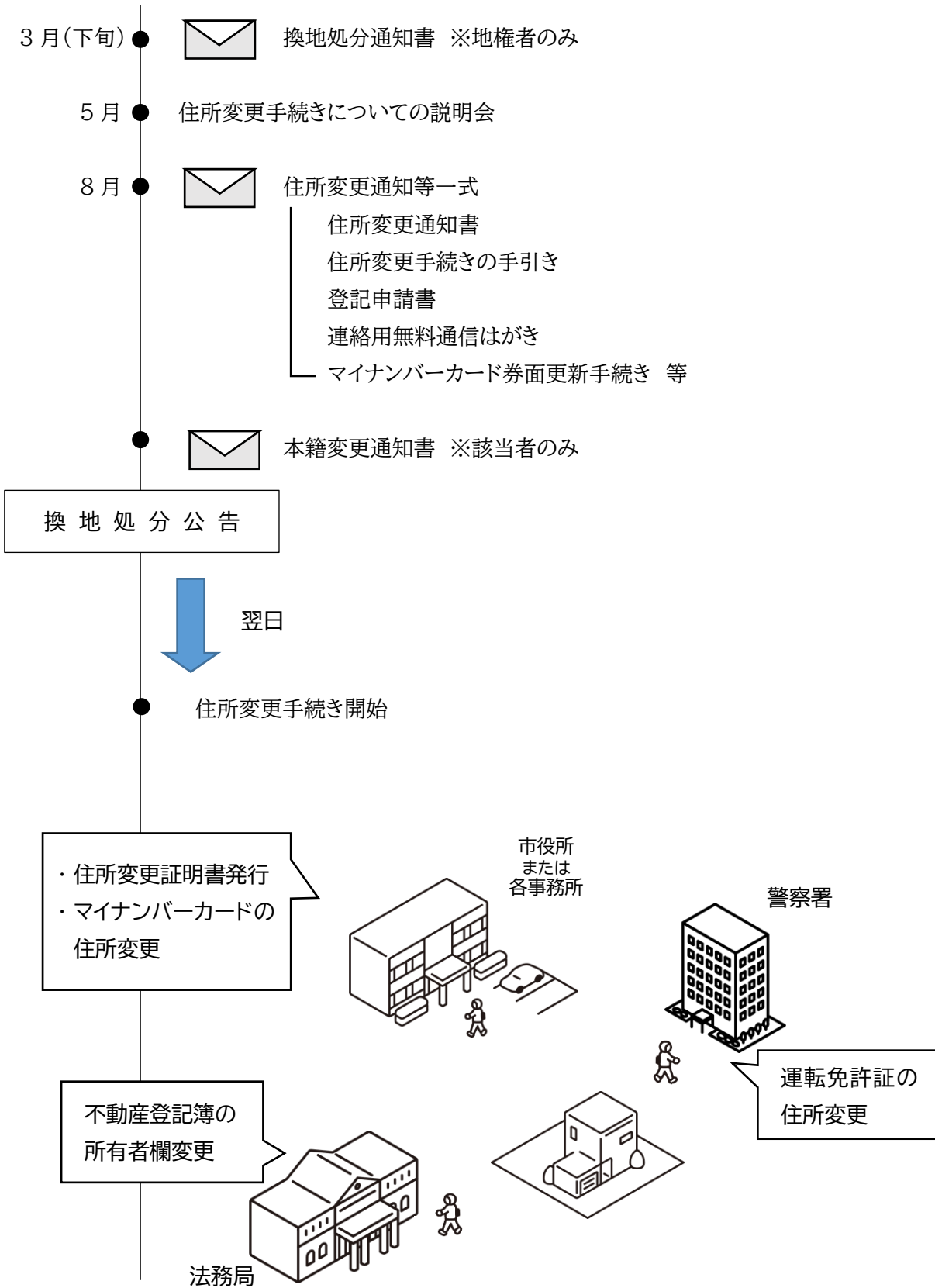
市から住所変更について連絡する各行政機関等は以下のとおりです。
 東京法務局八王子支局、警視庁八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署、東京消防庁八王子消防署、東京国税局八王子税務署、東京都主税局、八王子都税事務所、八王子公共職業安定所、東京地方裁判所、東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所、八王子市保健所、日本郵便株式会社、ヤマト運輸株式会社、佐川急便株式会社、福山通運株式会社、西濃運輸株式会社 など

住所変更のはがきについて

住所変更通知書と一緒に、住所変更のお知らせ用の「連絡用無料通信はがき」を、一世帯につき50枚配布する予定です。これは、新しい住所をご友人やご親戚などにお知らせするために、八王子郵便局、八王子南郵便局が用意するもので送料は無料です。



スケジュール



Q&A

住所変更は「何丁目何番何号」という形になるのではないのか

「何丁目何番何号」は、住居表示の制度を指しています。上野町・小門町は住居表示地区ではないため、地番と住所が一致する「〇〇〇番地△」と表示されます。

上野町・小門町は住居表示にならないのか

住居表示を実施する条件として「地元の発議と合意」が必要となります。現在に至るまで、住居表示の発議がないことから地番のままになっています。

マイナンバーカードの住所変更で、役所に行く必要があるのか

マイナンバーカードは、カード表面に新しい住所の印字と、カード内の電子証明書の更新手続きをする必要があるため、マイナンバーカードを持参して市民課または各事務所の窓口にお越しください。その際、暗証番号が必要となります。(6 ページ参照)

本籍についてはどうなるのか

対象地区内に現存している地番の本籍を置いている方については、市が職権により本籍地番を変更します。(台町三・四丁目の方で本籍を住居表示で表している場合は変更されません) 希望の地番に本籍を変更したい方は、換地処分公告の翌日以降に転籍届が必要となります。

換地処分日はいつ頃分かるのですか？

まだ確定しておりませんが、令和6年8月頃を予定しています。

自分でする各種住所変更の手続きはいつからいつまでにすれば良いのか

換地処分日の翌日から、住所変更の手続きをお願いします。手続きの期限に関しては、お渡しした資料と、換地処分公告近くで送付する最新の情報を反映した手引きをご確認ください。

「住所がA→Bに変わりました」ということを知らせるはがきはもらえないのか

連絡用無料通信はがきは、1世帯あたり50枚用意します。(10 ページ参照)

郵便局への転送手続きは市がしてくれるのか。転送期間は1年か

郵便局の転送手続きは市が行います。転送期間は3年程度です。

住所変更により生じる負担について、助成金はないのか

補償金、補助金ともありません。ご理解のほどよろしく願いいたします。

住所変更の証明書は出るのか

換地処分日の翌日以降、「住所変更証明願」の提出により、住所・本籍の表示が変更された住所変更証明書を無料で交付します。

国民年金の住所変更の手続きはどうなるのか

基本的に、ご本人が手続きするものではありません。現在、マイナンバーと紐づいており、市役所で住所を変更することで年金の住所も変更となります。ただし、反映されるまで1か月程度かかるため、旧住所宛に郵便が発送される場合があります。なお、マイナンバーと紐づいていない方については、日本年金機構で手続きが必要となります。(7 ページ参照)

住所変更の通知はいつくるのか

換地処分の公告が分かり次第、送付します。

お問合せ先

八王子市役所 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

住所について（上野町・小門町にお住まいの方）

市民部 市民課 窓口・郵送担当 TEL 042-620-7334

住所について（台町三丁目・四丁目にお住まいの方）

市民部 市民課 庶務・業務担当 TEL 042-620-7361

本籍について

市民部 市民課 戸籍担当 TEL 042-620-7233

区画整理について

拠点整備部 区画整理課 換地担当 TEL 042-620-7394

法人について

拠点整備部 区画整理課 庶務担当 TEL 042-620-7297

メールアドレス ※翌営業日以降、それぞれの担当より回答します。

Shiminka_Kukaku@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ



住所変更についての
最新情報は
ホームページをご確
認ください。



この資料はホームページからダウンロードできます。